

健 監 第 2 9 2 号
令和 3 年 4 月 3 0 日

要配慮者利用施設 管理者 様

枚方市健康福祉部福祉指導監査課長

社会福祉施設における「避難確保計画」の緊急点検実施について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

皆様におかれましては、平成29年の水防法・土砂災害防止法の改正に伴い「避難確保計画」を作成し、防災体制の拡充にあたっておられるかと存じますが、昨年、九州を中心に大きな被害をもたらした「令和2年7月豪雨」では、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」の入所者70名のうち14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。

このような事態を受け、国土交通省及び厚生労働省より、社会福祉施設における「避難確保計画」の緊急点検について通達がありました。

つきましては、下記のとおり、皆様がお持ちの「避難確保計画」の内容について点検をお願いするものでございます。

記

1. 緊急点検が必要な施設

本市の浸水想定区域・土砂災害警戒区域内のすべての社会福祉施設
(※枚方市地域防災計画に位置づけられています)

2. 緊急点検の実施方法

別添「緊急点検チェックリスト」、「社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検要領」に基づき、令和3年5月17日までに「避難確保計画」の点検を行ってください。

点検にあたり、ご不明点等あれば下記担当までご連絡ください。

点検が終了した場合、お手数ですが下記担当まで「緊急点検チェックリスト」の提出をお願いいたします。

施設の災害リスク、浸水深、土砂災害の種類等については「枚方市防災マップ」に記載ありますので参考にしてください。

枚方市ホームページ「改訂版 枚方市防災マップについて」

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000017941.html>



裏面に続く

3. その他

未だ「避難確保計画」を作成していない社会福祉施設におかれましては、速やかに作成の上、本市担当課（下記参照）まで提出をお願いいたします。作成にあたり、枚方市公式ホームページに「避難確保計画」作成の手引き及び計画のひな形等を掲載しておりますので参考にしてください。

枚方市ホームページ「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・避難訓練の実施について」

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000017588.html>



▼点検終了時の報告先、避難確保計画の提出先
枚方市健康福祉部福祉指導監査課

担当 島、京

電話 072-841-1467（障害）（直通）

072-841-1468（介護）（直通）

MAIL fshidou@city.hirakata.osaka.jp

▼災害リスクや避難先、避難方法等に関すること
枚方市危機管理室

担当 黒住

電話 072-841-1270（直通）